

設計・測量等委託業務における電子納品に関する特記仕様書

下 水 道 河 川 局

令和6年4月

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「設計業務等の電子納品要領」等（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づき作成されたものを指す。
- 2 成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R等）で正副各1部提出することを原則とする。「要領」で特に記載がない項目については、本市担当者と協議のうえ決定するものとする。
なお、電子成果品によらないものについては、従来どおり紙で納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

電子納品等に関する基準等は、横浜市ウェブページ「公共事業のIT化（CALS/EC）の推進」を参照ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/